

○交通事故事件指定捜査員による捜査体制の確立について

令和8年4月7日

道本交捜第140号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
重大な交通事故事件の捜査については、「交通事故事件指定捜査員による捜査体制の確立について」（令3.3.31道本交捜第5026号。以下「旧通達」という。）の通達に基づく交通事故事件指定捜査員を組織的に運用し、適正かつ効果的な捜査を推進しているところであるが、組織機構の改正を踏まえ、下記のとおり見直しを行い、令和8年4月7日から実施することとしたので所属職員に周知徹底するとともに適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 趣旨

死亡ひき逃げ事件、大規模な多重交通事故事件等重大な交通事故事件が発生した場合に、捜査体制を確立し迅速・的確な捜査を行うため、警察本部、方面本部及び警察署の捜査員の中からあらかじめ指定する交通事故事件指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）を組織的に運用し、適正かつ効果的な捜査を推進しようとするものである。

2 対象事件

指定捜査員を運用する事件は、次のとおりとする。

ア 死亡又は重傷ひき逃げ事件

イ 大規模な多重交通事故事件

ウ 暴走族の共同危険行為違反事件

エ 緊急かつ集中的な捜査を必要とする交通事故事件で、交通部長又は方面本部長（以下「交通部長等」という。）が特に認めたもの

3 指定部署等

指定捜査員を置く所属（以下「指定所属」という。）及び指定人員は、交通部長が別に定めることとする。

4 推薦及び指定の手続

(1) 推薦

指定所属の所属長（以下「所属長」という。）は、所属職員の中から捜査経験、健康状態等を勘案して真に指定捜査員としての適格性を有する者を選考の上、指定捜査員推薦（解除申請）書（別記第1号様式）により、札幌方面にあっては交通部長に、札幌方面以外の各方面にあっては当該方面本部長に推薦するものとする。

(2) 指定

交通部長等は、所属長から推薦のあった者について適格性等を審査し、適任者を指定捜査員として指定するものとする。

(3) 通知

ア 交通部長等は、指定捜査員を指定したときは、指定捜査員指定（解除）通知書（別記第2号様式）により、当該所属長に通知するものとする。

イ 方面本部長は、当該方面管内における指定捜査員を指定したときは、指定捜査員指定（解除）通知書の写しにより、交通部長に通知するものとする。

5 解除の手続

(1) 解除の申請

所属長は、指定捜査員が病気、人事異動（所属内異動を含む。）等により指定捜査員の指定を解除する必要があると認める場合には、指定捜査員推薦（解除申請）書により、当該交通部長等に申請するものとする。

(2) 解除

交通部長等は、指定捜査員の指定の解除の申請を受けたときは、その内容を審査の上、指定を解除するものとする。

(3) 通知

ア 交通部長等は、指定捜査員の指定を解除したときは、指定捜査員指定（解除）通知書により、当該所属長に通知するものとする。

イ 方面本部長は、当該方面管内における指定捜査員の指定を解除したときは、指定捜査員指定（解除）通知書の写しにより、交通部長に通知するものとする。

6 指定捜査員の運用

(1) 派遣の期間及び地域

ア 指定捜査員の派遣期間は、原則として1週間以内とする。

イ 指定捜査員の運用は、原則として同一方面管内において行うものとし、他方面に係る指定捜査員の運用が必要な場合は、交通部長が関係する方面本部長と協議し調整の上、決定するものとする。

(2) 派遣の要請

指定所属の所属長は、指定捜査員の派遣を要請する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにして、札幌方面にあつては交通部長に、札幌方面以外の各方面にあつては当該方面本部長に対し、指定捜査員派遣要請書（別記第3号様式）により派遣を要請（警察本部交通捜査課又は各方面本部交通課を経由）するものとする。

ア 要請の理由

イ 派遣の日時及び期間

ウ 必要人員

エ 派遣先

オ 装備資機材の種別及び数量

7 派遣の決定等

(1) 派遣の決定

交通部長等は、指定捜査員の派遣の要請を受けたときは、事件の規模、態様を勘案し、派遣の要否、必要人員及び派遣期間を決定するものとする。

(2) 通知

交通部長等は、指定捜査員の派遣を決定したときは、その旨を派遣することとなる所属長に指定捜査員派遣通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(3) 要請に基づかない派遣

交通部長等は、6の(2)の事項に定める派遣の要請にかかわらず必要があると認めるときは、指定捜査員を派遣することができるものとする。

8 指定捜査員の派遣

所属長は、指定捜査員の派遣の決定の通知を受けたときは、直ちに当該所属の指定捜査員を派遣しなければならない。

なお、指定捜査員がやむを得ない事情により派遣に応じられないときは、指定捜査員に準ずる者を派遣するものとする。

9 派遣された指定捜査員の運用等

(1) 指揮

派遣された指定捜査員は、原則として、派遣先の署長等又は捜査本部が開設されている場合は捜査本部長の指揮を受けて職務を行うものとする。

(2) 運用

派遣先の署長等又は捜査本部長は、派遣された指定捜査員を効率的かつ適切に運用しなければならない。

10 派遣の解除

交通部長等は、当該事故事件の捜査の進ちょく状況等から指定捜査員の派遣を継続する必要がないと認めるときは、指定捜査員の派遣を解除するものとする。

11 教養訓練

交通部長等は、指定捜査員に対し、必要な教養訓練を行うものとする。

12 その他

指定捜査員に関する事務は、警察本部交通捜査課（企画指導係）及び各方面本部交通課（交通捜査係）において行うものとする。

※別記様式は省略